

○独立行政法人国立科学博物館広報委員会規程

令和8年7月28日
館 長 裁 定

(設置)

第1条 独立行政法人国立科学博物館（以下「科学博物館」という。）に、広報委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(検討事項)

第2条 委員会は、科学博物館が館外に対して行う広報活動に関し、次の各号に掲げる事項を検討する。

- 一 各部局等が企画する広報施策に対する審議及び承認に関する事項
- 二 各部局等における広報対象情報の収集、共有及び全館的な連絡調整に関する事項
- 三 実施された広報施策の効果測定及び客観的評価に関する事項
- 四 その他広報に関すること。

(委員会構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- 一 理事
 - 二 学習支援部長
 - 三 標本資料センターコレクションディレクター
 - 四 各課長、室長及びマーケティング・コンテンツグループ長
 - 五 各研究部、産業技術史資料情報センター、筑波実験植物園及び附属自然教育園から推薦された研究員等 各1名
- 2 前項第五号に定める者の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
- 3 委員会には、第1項に掲げる者のほか、必要に応じて国立科学博物館長の指名する者を加えることができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、理事をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し主宰する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、原則として年3回開催するものとする。

- 2 委員会の会議は、原則としてオンライン形式（映像及び音声の送受信により、相手方の状態を相互に認識しながら通話をすることが出来る方法）により開催する。ただし、委員長が必要と認めるときは、対面により開催することができる。

(専門部会)

第6条 広報活動の具体的な企画及び実施のために、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、広報・連携課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、令和8年8月1日から施行する。